

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（改正中間案） に対するご意見と県の考え方

- 1 意見公募期間：令和7年6月20日（金）から7月19日（土）まで
- 2 意見数：23件
- 3 意見の概要及び意見に対する県の考え方：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	13件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	1件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	9件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。）	件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	件
合計	23件

○意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
1	前文	・第3段落中の「農産物の生産力」について、あまり聞きなれない表現であり、農産物自体に生産力が備わっているわけではないので、農業協同組合法等の法令で使用例がある「農業生産力」としてはどうか。	①	・ご意見をふまえ、「農産物の生産力を強化する」について、「農産物の生産拡大の促進等農業の振興を図る」に修正しました。
2	前文	・第3段落中の「こたえる」について、法令では原則として常用漢字を用いるべきと考えるため、「応える」としてはどうか。	①	・ご意見のとおり、「応える」に修正しました。
3	前文	・第3段落中の「国内外の販路の拡大等を行うなど」について、「等」と「など」が併用されていて意味が重複しているので、「国内外の販路の拡大等を行い」とするか、あるいは「国内外の販路の拡大を行うなど」としてはどうか。	①	・ご意見のとおり、「国内外の販路の拡大」に修正しました。
4	第3条第1号	・法令や公用文について「はじめ」を平仮名にすることはありません。「始めとした」とすべきと思います。	③	・いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
5	第3条第1号	・「県民をはじめとした」について、このような場合には法令、条例等では一般的に「はじめとする」を用いると思われるので、「県民をはじめとする」としてはどうか。	①	・ご意見のとおり、「県民をはじめとする」に修正しました。
6	第3条第1号	・「こたえる」について、法令では原則として常用漢字を用いるべきと考えるため、「応える」としてはどうか。	①	・ご意見のとおり、「応える」に修正しました。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
7	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 「供給の促進」について、改正前は「需要に応じた（……）供給の促進」ということでどのような供給を促進するのかが明確だったが、改正後は単なる「供給の促進」となっており、水田農業の生産力の強化に当たっての施策の例示として不十分であると考えるので、例えば「安定的な供給の促進」とするなど、どのような供給を促進するのかを明示してはどうか。 	①	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、「安定的な供給の促進」に修正しました。
8	第11条	<ul style="list-style-type: none"> 「供給の促進」について、改正前は「需要に応じた（……）供給の促進」ということでどのような供給を促進するのかが明確だったが、改正後は単なる「供給の促進」となっており、園芸農業の生産力の強化に当たっての施策の例示として不十分であると考えるので、例えば「安定的な供給の促進」とするなど、どのような供給を促進するのかを明示してはどうか。 	①	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、「安定的な供給の促進」に修正しました。
9	第12条	<ul style="list-style-type: none"> 「供給の促進」について、改正前は「需要に応じた（……）供給の促進」ということでどのような供給を促進するのかが明確だったが、改正後は単なる「供給の促進」となっており、畜産業の生産力の強化に当たっての施策の例示として不十分であると考えるので、例えば「安定的な供給の促進」とするなど、どのような供給を促進するのかを明示してはどうか。 	①	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、「安定的な供給の促進」に修正しました。
10	第13条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 「販路の拡大」について、何の販路の拡大を図るのが不明確なので、「農産物の販路の拡大」としてはどうか。 	①	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、「農産物の販路の拡大」に修正しました。
11	第13条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 法令や公用文について「はじめ」を平仮名にすることはありません。「始めとした」とすべきと思います。 	③	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
12	第13条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 「県民をはじめとした」について、このような場合には法令、条例等では一般的に「はじめとする」を用いられるので、「県民をはじめとする」としてはどうか。 	①	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、「県民をはじめとする」に修正しました。
13	第13条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 「食品事業者」について、第2条第3号で「食品産業事業者」を定義しているので、「食品産業事業者」とすべきではないか。 	①	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、「食品産業事業者」に修正しました。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
14	第13条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の値段を市場に任せないことが必須。作物ごとの再生産可能価格を毎年算出し、それに基づいた最低取引価格を最低小売価格として決めることで、ローリターンを回避する。 ・再生産価格について、県ごとに算出すべきだと考える。 ・今後の農産物の供給は、家族労働のみの農家に頼ることは、絶対に不可能である。雇用労働でしかも正社員で、農産物を安定供給するにはいくら必要なのか。 ・再生産価格をキロ単位で算出する。算出できたら、農産物の取引に関する条例として、再生産価格を下回る取引ができないようにすれば、三重県内の店頭には並ぶ農産物の価格を上げることができる。 ・農産物の価格が急にすべて3倍になったら、消費者が困るというのであれば、そこに価格差補填金なり、個別保障なり補助金を入れてもらえるように国に決めてもらいましょう。 ・まずは、調査して算出して、大々的に公表することから、スーパーにポスターでも貼って、米だけじゃなく、食料品全てが危機なのだを周知してほしい。 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
15	第16条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の土地改良法第18条第5項に基づき、土地改良区の役員には農業者が選任されることが原則とされています。しかし、耕作者の高齢化が進み、後継者も少なく、農業従事者自体が減少しているのが現状です。 ・「農業のことは農業経験者でなければわからない」という考えは理解できますが、現実として農業者が年々減少している中で、この要件を厳格に適用することは非現実的です。 ・今後、地域の農業と農村を持続的に維持していくためには、農業者に限定せず、地域の実情に即した柔軟な人材登用が可能となるような制度設計が必要だと考えます。 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
16	第16条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・「家族農業経営」について、法制執務用語としての「その他の」の用法に鑑みると、「家族農業経営」は「多様な農業者等」の例示になっていないといけませんが、レベル感の違う用語であり例示になっていないので、「家族農業経営に係る農業者」などとすべきではないか。 	①	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、「家族農業経営に係る農業者」に修正しました。
17	第16条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・家族農業経営体も多い中、必要な施策を講ずるものとしてありますが、具体的支援を教えてください。農業経営には設備機械の更新が必要です。個人に対しても、金銭的支援が必要だと思います。 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な施策についての事項は、条例に基づいて策定する基本計画に定めるとしてあり、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
18	第18条	<ul style="list-style-type: none"> ・県として、地域ごとの実情に応じた生産体制の再構築や、担い手の確保・育成に向けた抜本的な支援策の強化に動いていただいているとは思いますが、水利施設等のインフラ維持に関する支援の充実をお願い致します。 ・農村インフラの維持がなければ、そもそも農業生産活動が成り立ちません。 ・以上の点から、条例の改正にあたっては、農業の現場の声を十分に汲み取り、持続可能な農業・農村の実現に向けた現実的な制度設計と支援策を盛り込んでいただきますよう強く要望いたします。 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
19	第18条	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、異常気象の常態化に伴い、夏期の降雨量減少や気温上昇により、農業用水の確保が極めて困難な状況が続いています。特に当地区では、上流のダムから供給される用水量に制限があり、毎年計画的配水が必要とされる中、田植え期・登熟期における水不足は収量や品質の大幅な低下につながっています。 ・さらに、水利施設（用水路、頭首工、揚水機場等）は、建設から数十年が経過しており、老朽化が著しいにもかかわらず、維持管理に必要な財源・人員の確保が年々困難となってきております。 ・これらの対策は、単なる農業の問題にとどまらず、地域社会全体の持続可能性と密接に関係しています。水利インフラの崩壊は、農業放棄地の増加や地域の人口流出にもつながりかねません。農業と農村を支える基盤整備を、将来世代に繋げるためにも、早急かつ計画的な支援強化をお願い申し上げます。 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
20	第21条	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣（イノシシ、シカ等）による農作物被害で困っているため、対策が必要。 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣による農作物被害について、その防止を図る旨を記述しています。
21	第22条第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・「めざし」について、法令では原則として常用漢字を用いるべきと考えるため、「目指し」としてはどうか。 	①	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、「目指し」に修正しました。
22	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が農地を守っていくため、農業経営を継続できる農業収入、経費の補助が必要。 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
23	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・農業人口が凄まじい勢いで減っていく。これは誰が考えても何年も前から明白。それは何故かといえば当然儲からないからに他ならない。ハイリスクローリターンが過ぎる。自分たちの労働に最低賃金なんて全く出ていない。生産性の向上などによく言われるが片腹痛い。この状況では規模を拡大することも新たな作物に挑戦することも難しい。 ・農業用補助金の出し方が間違っている。補助金を出し続けているのに農業人口は減り続け、農作物供給量も減っているということは、絶対的に間違っているんだと理解しなければならない。少数の大口の設備投資にじゃぶじゃぶ使っても全く効果が無いということだ。 ・サラリーマンなら労働すれば一ヶ月後には給料が入る。しかし、農業者の場合まず先行投資が要る。苗も肥料も資材も全て値上がりして準備するのも大変なのに、一ヶ月後に売上が入ってくるわけでもない。まともな作物が出来たとしてもこの状況では、決して失敗は許されない。補助金は大きな買い物をする時だけ、この様な話を新規就農希望者にとすると、皆、考え直すことになる。 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。